

平成23年度下半期における情報システムの性能対策費用に係る
特定再資源化預託金等の出えん等について(案)

使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項の規定に基づき、資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等を、その資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し離島対策支援事業等に要する費用として、若しくは情報管理センターに対し情報管理業務に要する費用として出えんできることとなっている。

資金管理法人における充当及び情報管理センターに対する出えん

(1) 情報システム改善策の実施等

平成22年6月開催の第36回資金管理業務諮問委員会において、情報システムの改善策を実施すること、並びに同改善策の実施に係る性能対策に要する費用(以下「性能対策費用」という。)のうち、資金管理法人及び情報管理センターが負担する金額について特定再資源化預託金等を充てることが審議・承認された。

(2) 平成23年度予算及び平成23年度特定再資源化預託金等の出えん等

平成23年3月開催の第40回資金管理業務諮問委員会において、次のことについて審議・承認された。

- ① 平成23年度における性能対策費用に対して特定再資源化預託金等を充てる予算として、資金管理法人において7億円の充当及び情報管理センターに対して5億円の出えんを見込むこと。
- ② 平成23年度上半期においては、特定再資源化預託金等を資金管理法人において224.3百万円充て、及び情報管理センターに対して142.7百万円出えんすること。
- ③ 平成23年度下半期については、金額が確定してから、特定再資源化預託金等を資金管理法人において充て、及び情報管理センターに対し出えんすること。

今回、金額が確定したことから、平成23年度下半期において、特定再資源化預託金等を、資金管理法人において334.9百万円充て、及び情報管理センターに対し213.0百万円出えんすることについて、平成23年9月における資金管理業務諮問委員会の審議・承認及び理事会の議決を受けた後、経済産業大臣及び環境大臣に対して承認申請を行う。(平成23年度下半期の性能対策費用については資料6-2を参照)。

なお、出えん等の原資となる特定再資源化預託金等の平成23年8月末における残高は、7,388.3百万円である(別紙参照)。

以上